

基 発 1223 第 7 号  
令和 2 年 12 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

### 定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づく定期健康診断等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用する P H R との関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020 年夏までに工程化する。」等とされたことを踏まえ、健康・医療・介護情報利活用検討会健診等情報利活用ワーキンググループの事業主健診作業班において、事業主健診における P H R の推進のため、その在り方や実施方法等について検討を行ったところである。

本作業班における検討を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の 2 の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、本日からの取扱いとすること。

### 記

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c (NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

なお、本通達をもって、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号)の記の 3 の血糖検査の取扱いを廃止する。

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	○	□
	業務歴	○	
	自覚症状	○	□
	他覚症状	○	□
	身長	○ <sup>#1</sup>	□
	体重	○	□
	B M I	○ <sup>#2</sup>	□
	腹囲	○ <sup>#3</sup>	□
	視力	○	
	聴力	○	
	胸部エックス線検査	○	
	喀痰検査	○ <sup>#4</sup>	
	血圧	○	□
貧血検査	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
肝機能検査	AST (GOT)	○	□
	ALT (GPT)	○	□
	γ-GT (γ-GTP)	○	□
血中脂質検査	LDL コレステロール (Non-HDL コレステロール)	○ <sup>#5</sup>	□
	HDL コレステロール	○	□
	血清トリグリセライド (中性脂肪)	○	□
血糖検査	空腹時血糖	●	□
	HbA1c	●	□
	随時血糖	● <sup>#6</sup>	□
尿検査	尿糖	○	□
	尿蛋白	○	□
心電図検査		○	□
血清クレアチニン検査 (eGRF)		△	□
質問票	服薬歴	※	□
	既往歴	※	□
	貧血	※	□
	喫煙	※	□
	20歳からの体重変化	※	□
	30分以上の運動習慣	※	□
	歩行又は身体活動	※	□
	歩行速度	※	□
食べる時の状態	※	□	

	食べ方	※	<input type="checkbox"/>
	食習慣	※	<input type="checkbox"/>
	飲酒	※	<input type="checkbox"/>
	飲酒量	※	<input type="checkbox"/>
	睡眠	※	<input type="checkbox"/>
	生活習慣の改善	※	<input type="checkbox"/>
	保健指導の希望	※	<input type="checkbox"/>

○・・・労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●・・・労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□・・・高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目

△・・・医師が必要と認めた場合に実施することが望ましい項目

※・・・特定健康診査の検査項目であるため、別添 1 の問診票を活用して同時に聴取すべき項目

#1・・・医師が必要でないときとは省略可。

#2・・・算出可。

#3・・・以下の者については医師が必要でないときとは省略可。

1 妊娠中の女性そのほかの者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの

2 BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が 20 未満である者

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMI が 22 未満の者に限る。）

#4・・・胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと判断された者について医師が必要でないときとは省略可。

#5・・・血清トリグリセライド（中性脂肪）が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

#6・・・食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注)「標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版）」（平成 30 年厚生労働省健康局）第 2 編別紙 3 に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に対して提供を求めることができる。

貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望

(別記)

中央労働災害防止協会会長

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長

林業・木材製造業労働災害防止協会会長

仮設工業会会長

日本建設業連合会会長

合板仮設安全技術協会会長

産業安全技術協会会長

生命保険協会会長

全国火薬類保安協会会長

全国警備業協会会長

全国建設業労災互助会理事長

全国森林土木建設業協会会長

全国中小建設業協会会長

全国登録教習機関協会会長

全日本シティホテル連盟会長

日本鍛造協会会長

情報通信エンジニアリング協会会長

日本溶接協会会長

日本鑄造協会会長

全国LPガス協会会長

日本化学物質安全・情報センター会長

日本機械工業連合会会長

日本金属プレス工業協会会長

日本クレーン協会会長

日本建設機械施工協会会長

日本建設業経営協会会長

日本型枠工事業協会会長

日本港湾福利厚生協会会長

日本砕石協会会長

日本作業環境測定協会会長

日本新聞協会会長

日本生産技能労務協会会長

日本造園建設業協会会長

日本造船工業会会長

建設業労働災害防止協会会長

港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長

船員災害防止協会会長

建設産業専門団体連合会会長

建設荷役車両安全技術協会会長

日本旅館協会会長

信託協会会長

セメント協会会長

全国クレーン建設業協会会長

全国建設業協会会長

全国建築コンクリートブロック工業会会長

全国地方銀行協会会長

全国中小建築工事業団体連合会会長

全国ビルメンテナンス協会会長

全国労働保険事務組合連合会会長

大日本水産会会長

全日本トラック協会会長

東京ガラス外装クリーニング協会会長

日本埋立浚渫協会会長

日本化学工業協会会長

日本ガス協会会長

日本橋梁建設協会会長

日本空調衛生工事業協会会長

日本経済団体連合会会長

日本建設機械工業会会長

日本建設躯体工事業団体連合会会長

日本港運協会会長

日本在外企業協会会長

日本左官業組合連合会会長

日本産業機械工業会会長

日本自動車工業会会長

日本新聞販売協会会長

日本造園組合連合会会長

日本造船協力事業者団体連合会会長

日本鉄鋼連盟会長	日本中小型造船工業会会長
日本電気協会会長	日本鉄道車輛工業会会長
日本電設工業協会会長	日本電機工業会会長
日本塗装工業会会長	日本道路建設業協会会長
日本人材派遣協会会長	日本鳶工業連合会会長
日本プラントメンテナンス協会会長	日本フードサービス協会会長
日本保安用品協会会長	日本ベアリング工業会会長
日本ボイラ整備据付協会会長	日本ボイラ協会会長
日本民営鉄道協会会長	日本ホテル協会会長
日本労働安全衛生コンサルタント会会長	日本民間放送連盟会長
ビール酒造組合組合長	日本ロボット工業会会長
プレハブ建築協会会長	プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
林業機械化協会会長	ボイラ・クレーン安全協会会長
建設業振興基金理事長	安全衛生技術試験協会理事長
産業医学振興財団理事長	建設業福祉共済団理事長
あんしん財団理事長	地方公務員安全衛生推進協会理事長
化成品工業協会会長	日本フルハップ会長
高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	日本製紙連合会会長
政府関係特殊法人連絡協議会会長	石油化学工業協会会長
石油連盟会長	全国安全会議議長
全国仮設安全事業協同組合理事長	全国管工事業協同組合連合会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長	全国建設業協同組合連合会会長
全国木材組合連合会会長	全国産業廃棄物連合会会長
全国社会保険労務士会連合会会長	全国商工会連合会会長
全国森林組合連合会会長	全国石油商業組合連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長	全国中小企業団体中央会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長	全国農業協同組合連合会会長
全日本家具商組合連合会会長	全日本交通安全協会会長
損害保険経営者懇談会会長	電気事業連合会会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長	電線工業経営者連盟理事長
全国銀行協会会長	日本肥料アンモニア協会会長
日本麻紡績協会会長	日本火薬工業会会長
日本化学繊維協会会長	日本ゴム工業会会長
日本鉱業協会会長	日本消防協会会長

日本商工会議所会頭	日本伸銅協会会長
日本醤油協会会長	日本洗淨技能開発協会理事長
日本生活協同組合連合会会長	日本チェーンストア協会会長
日本ソーダ工業会会長	鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
日本鑄鍛鋼会会長	日本百貨店協会会長
日本フェロアロイ協会会長	日本紡績協会会長
日本無機薬品協会会長	日本証券業協会会長
日本羊毛産業協会会長	全国ハイヤー・タクシー連合会
日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長	全国通運協会会長
全国セメント労働組合連合会代表	石炭エネルギーセンター会長
全国法律関連労組連絡協議会	建設業振興基金
日本JATI協会会長	日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
日本LPガス協会会長	全日本紙製品工業組合会長
日本下水道事業団理事長	日本小型貫流ボイラー協会会長
せんい強化セメント板協会会長	産業医科大学理事長
日本損害保険協会会長	全国労働基準関係団体連合会会長
全国都市清掃会議会長	日本医療法人協会会長
日本ゴルフ場事業協会理事長	日本産業カウンセラー協会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長	日本精神科病院協会会長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長	中小企業基盤整備機構理事長
21世紀職業財団会長	港湾労働安定協会会長
政府関係法人連絡協議会専務理事	日本砂利協会会長
日本産業衛生学会理事長	国民健康保険中央会会長
健康保険組合連合会会長	全国健康保険協会理事長
共済組合連盟会長	日本私立学校振興・共済事業団理事長
地方公務員共済組合協議会会長	労働者健康安全機構理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長	全国労働衛生団体連合会会長
日本医師会会長	日本歯科医師会会長
日本看護協会会長	日本栄養士会会長
結核予防会理事長	日本総合健診医学会理事長
全日本病院協会会長	日本病院会会長
日本人間ドック学会理事長	予防医学事業中央会理事長
全国知事会会長	全国市長会会長
全国町村会会長	